

滞納による活動停止に関する質問

a. クラブが未納残高全額を支払った場合、クラブ再編成報告書を提出する必要がありますか？

いいえ、クラブが活動停止から解除される際に、クラブ再編成報告書を提出する必要はありません。しかしながらクラブ役員は、クラブが活動停止から解除されてから30日以内に会員記録を更新する必要があります。直ぐにWMMRで会員報告を行うか、或いは紙面の月例会員報告書を提出し、クラブ役員が変更した場合や新年度の役員を報告していない場合にはクラブ役員名報告書も提出して下さい。

b. クラブが未納残高の一部を支払った場合、活動停止から解除されますか？

いいえ、活動停止から解除されるためには、未納残高全額を支払う必要があります。

c. 活動停止中に、クラブは会員の退会報告を行うことができますか？ いつ月例会員報告書で退会者を報告できますか？

活動停止中にクラブ役員は退会者や新会員を報告することはできません。クラブは活動停止から解除され次第、退会者などを報告することができます。

d. クラブが活動停止になった際に、国際会費はクラブ口座に返金記帳されますか？

国際会費はクラブ口座に返金記帳されません。クラブは各半期の国際会費を支払う必要があります。

e. クラブが活動停止から解除される際に、改めて国際会費が請求されるのでしょうか？ それとも、新会員の会費のみが請求されるのでしょうか？

クラブが活動停止から解除されましたら、新会員の会費が請求されます。クラブ会員の国際会費が請求されていなかった場合には、活動停止から解除された後に請求されます。

f. クラブが活動停止から解除された際には、どのようにクラブ会長に通知されますか？

クラブが活動停止から解除され次第、クラブ役員にメールまたは郵便で通知します。会員名簿も、その通知と共にお送りします。早急に情報が届きますよう、クラブ役員のメール・アドレスが本部に登録されている場合には、そのクラブ役員にメールで通知します。

g. クラブが活動停止から解除された際には、地区ガバナーへは通知されますか？

クラブが活動停止になった時、活動停止から解除された時、またはチャーターが取り消された時には、地区ガバナーに先に通知されます。

ご質問などがありましたら、下記へご連絡ください。

請求及び口座管理課 membershipbilling@lionsclubs.org (英語)

太平洋アジア課 pacificasian@lionsclubs.org (日本語)